

参 考 資 料

第62号議案 指定管理者の指定の件（箕面市立障害者福祉センターささゆり園）

箕面市立障害者福祉センターささゆり園の指定管理者に関する仮協定書

箕 面 市

箕面市立障害者福祉センターささゆり園の指定管理者に係る仮協定書

箕面市（以下「甲」という。）と社会福祉法人あかつき福祉会（以下「乙」という。）とは、次のとおり、箕面市立障害者福祉センターささゆり園（以下「センター」という。）の指定管理者に係る仮協定を締結する。

第1章 総 則

（仮協定の目的）

第1条 この仮協定は、第46条に定める本協定が締結されるまでの間において、箕面市立障害者福祉センター条例（平成15年箕面市条例第50号。以下「条例」という。）に基づくセンターの指定管理者の行う管理運営等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（指定管理者の指定の意義）

第2条 甲及び乙は、センターの管理に関して甲が指定管理者の指定を行うことの意義は、社会福祉法人たる乙の能力を活用しつつ、利用者に対するサービスの効果及び効率を向上させ、もって障害者福祉の一層の増進を図ることにあることを確認する。

（指定管理者の責務）

第3条 乙は、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他関係法令及び条例その他の関係規定等並びにこの協定に定めるところに従い、信義に沿って誠実にこれを履行し、センターが円滑に運営されるよう管理しなければならない。

（管理する施設）

第4条 乙が指定管理者として管理を行うセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 箕面市立障害者福祉センターささゆり園
- (2) 所在地 箕面市西小路三丁目9番9号
- (3) 施設規模 鉄筋コンクリート 平屋建て

2 乙は、善良なる管理者の注意をもってセンターを管理しなければならない。

3 乙は、甲が認めた場合を除き、第6条第1項各号に規定する業務（以下「本業務」という。）を履行する目的外でセンターを使用してはならない。

（指定期間）

第5条 本協定による指定期間は、平成26年11月1日から平成31年3月31日までとする。

2 本業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 業務の範囲

(業務の範囲)

第6条 甲は、次に掲げる業務を乙に行わせる。

- (1) 条例第2条第1号に規定する事業の実施に関する事。
- (2) 条例第2条第2号に規定する事業の実施に関する事。
- (3) 条例第2条第3号に規定する事業の実施に関する事。
- (4) 条例第2条第4号に規定する事業の実施に関する事。
- (5) 条例第2条第5号に規定する事業の実施に関する事。
- (6) 条例第2条第6号に規定する事業の実施に関する事。
- (7) 条例第3条第2項第2号に規定するセンターの施設及び設備の維持管理に関する事。
- (8) その他甲が必要と認める業務。

2 前項各号に掲げる本業務の細目は、仕様書に定めるとおりとする。なお、仕様書に定めのないものについては、「箕面市立障害者福祉センターささゆり園指定管理者募集要項」(平成26年3月28日制定)及び「箕面市立障害者福祉センターささゆり園指定管理者業務水準書」(平成26年3月28日制定)の定めるところによるものとする。

(業務の範囲、業務の細目等の変更)

第7条 甲又は乙は、必要と認めるときは、相手方に対する通知をもって前条に定める業務の範囲並びに仕様書で定める業務の細目及び水準の変更を求めることができる。

- 2 甲又は乙は、前項の通知を受けたときは、協議に応じなければならない。
- 3 業務の範囲又は業務の細目又は水準の変更については、前項の協議において決定するものとする。
- 4 甲及び乙は、前項の決定を行ったときは、当該決定を円滑に履行できるよう、速やかに、所要の措置を講じなければならない。

第3章 業務の実施

(業務の実施)

第8条 乙は、本協定、条例、関係法令等のほか、第19条第1項に規定する事業計画書等に従って業務を実施するものとする。

2 本協定、事業計画書等の間に矛盾又は齟齬があるときは、本協定、事業計画書等の順にその解釈が優先するものとする。

3 前項の規定に関わらず、事業計画書等において仕様書を上回る業務の水準が提案されているときは、事業計画書等に示された業務の水準によるものとする。

(公益通報等の報告)

第9条 乙の役員又は乙の従業員は、箕面市職員等の公益通報に関する要綱（平成19年箕面市訓令第54号）第5条第1項の規定に基づき、通報窓口で公益通報をすることができる。

2 乙の役員又は乙の従業員は、甲又は箕面市職員等の公益通報に関する要綱第7条に規定する公益通報処理委員会が行う公益通報に関する調査に誠実に協力しなければならない。

3 乙は、本業務について公益通報を受けたときは、速やかに通報窓口で報告しなければならない。

4 乙の役員又は乙の従業員は、公益通報に関する調査により知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(第三者による実施)

第10条 乙は、事前に甲の承認を受けた場合を除いて、業務の一部を第三者に委託し、又は、請け負わせてはならない。

2 乙が業務の一部を第三者に実施させるときは、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

(緊急時等の対応)

第11条 乙は、事故や災害等の緊急事態が発生し、又は発生する恐れがある場合において、センターの利用者に危険等があると判断するときは、センターの管理について甲に協議しなければならない。ただし、甲に協議する暇がないときは、乙は利用者の安全を確保する等速やかに必要な措置を講ずるとともに、甲を含む関係機関に対して緊急事態発生を旨を通報しなければならない。

2 乙は、箕面市域内で災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、箕面市地域防災計画に定めるところにより甲が災害対策本部を設置したときは、甲及び甲の関係機関の指示に従うとともに、被災者のうち地域の避難所での生活が困難と思われる要援護高齢者・障害者の受け入れの協力等を行わなければならない。

(個人情報等の取扱い)

第12条 乙は、仕様書に定める事項を遵守し、センターの管理に際して知り得た個人情報及び行政情報の適切な管理に努めるとともに、知り得た個人情報及び行政情報の漏え

- い、滅失又はき損の防止のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 センターの業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。指定期間の満了後も、また、同様とする。
 - 3 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生したとき、又は発生するおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。
 - 4 乙は、箕面市個人情報保護条例（平成2年箕面市条例第1号）の趣旨を遵守するとともに、同条例第28条から第30条まで及び第32条の罰則規定の適用を受けるものとする。

（情報公開、文書の管理等）

- 第13条 乙は、箕面市情報公開条例（平成17年箕面市条例第2号）の趣旨を踏まえ、積極的にセンターの管理に関する情報の公開に努めなければならない。
- 2 乙は、本業務に関わって作成し、又は取得した文書、図面（写真、スライド及びマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）（以下これらを「対象文書」という。）について、適正に管理し、保存しなければならない。
 - 3 甲は、対象文書であって甲が保有していないものに関し箕面市情報公開条例に基づく開示の申し出があったときは、乙に対し、当該対象文書の写しを提出するよう求めるものとする。
 - 4 乙は、特段の事情がない限り、前項の規定による求めを拒むことができない。
 - 5 乙は、指定期間の満了と同時に、対象文書について、甲の指示に従い、甲又は甲の指定する者に対し、引き継ぐ等の処理を行わなければならない。

（人権研修等の実施）

- 第14条 乙は、本業務に従事する者が人権問題、個人情報保護、障害者福祉、障害者虐待防止等について、正しい認識をもって業務を遂行できるよう、人権研修等を行うものとする。指定管理者は、センターの管理業務に関し、業務に従事する者が人権について正しい認識をもって業務を遂行できるよう、研修等を行うものとする。

（障害者雇用率等の達成及び国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律への取組み）

- 第15条 乙は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）により規定されている雇用率を達成していないときは、障害者雇入れ計画に基づき、乙における雇いを誠実に履行しなければならない。また、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）の趣旨を踏まえた取組みを進めるよう努めなければならない。

第4章 備品等の扱い

(甲による備品等の貸与)

第16条 甲は、別紙備品一覧表に示す備品等は無償で乙に貸与する。

2 乙は、指定期間中、備品等を常に良好な状態に保ち、適正に管理しなければならない。

3 乙は、別紙に示す備品等が経年劣化等により本業務の実施の用に供することができなくなったときは、甲との協議により、甲が承認した場合に処分できることとし、処分に
関する費用が発生するときは、乙が負担するものとする。

4 乙は、故意又は過失により備品等をき損又は滅失したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対しこれを弁償又は自己の費用で当該物と同等の機能を有するものを購入
又は調達しなければならない。

5 乙は、前2項により、備品等の処分等を行ったときは、別紙備品一覧表を更新するものとする。

(備品等の帰属)

第17条 前条の備品等は甲に帰属し、乙は、指定期間中、業務を履行するためにのみ利用するものとし、第三者に権利を譲渡し、又は貸与してはならない。

(乙による備品等の購入等)

第18条 乙は、第16条に定めるもののほか、本業務を行うにあたり必要な備品等を購入
又は調達することができる。

2 乙が購入又は調達した備品等は、乙に帰属するものとし、第16条第5項により更新
した備品一覧とは別にこれを管理するものとする。

第5章 業務実施に係る甲の確認事項

(事業計画書等の提出)

第19条 乙は、毎年度、甲の指定する日までに、次の各号に掲げる計画書（以下「事業
計画書等」という。）を提出し、甲の承認を受けなければならない。

- (1) 施設、附属設備等の維持管理計画
- (2) 第6条第1項第1号から第6号及び第8号に掲げる事業に係る事業計画
- (3) 収支計画
- (4) 人員体制計画
- (5) 職員研修計画

2 甲及び乙は、前項の規定に基づき定めた事業計画書等の内容を変更しようとするときは、甲と乙の協議により決定するものとする。

(業務報告書等の提出)

- 第20条 乙は、第8条第1項の規定に基づき業務を実施するにあたっては、業務日報を備え常に施設利用状況等を把握するとともに、毎月の業務実施状況や利用状況を業務報告書としてとりまとめ、翌月10日までに甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、毎年度終了後、地方自治法第244条の2第7項の規定に基づき、センターの管理業務に関し、当該年度における管理業務の実施状況や利用状況、利用料金収入の実績、管理経費等の収支状況等、乙による管理の実態を把握するために必要な事項が記載された事業報告書を作成し、翌年度の5月31日までに、甲に提出しなければならない。

(甲による業務実施状況の確認)

- 第21条 甲は前条の規定により乙が提出した業務報告書に基づき、乙が行う業務の実施状況及び施設の管理状況の確認を行うものとする。
- 2 甲は、前項に規定する確認のほか、乙による業務の実施状況等を確認することを目的として、随時、実地について監査することができる。また、乙に対して必要な報告を求めすることができる。
- 3 乙は、甲から前項に規定する通知を受けたときは、合理的な理由がある場合を除いてその通知に応じなければならない。

(甲による業務の改善勧告)

- 第22条 甲は、前条による監査の結果、乙による業務の実施が仕様書等甲が示した条件を満たしていないと認めるときは、乙に対して業務の改善を勧告するものとする。
- 2 乙は、前項に規定する改善勧告を受けたときは、速やかにそれに応じなければならない。

(重要事項の変更の届出)

- 第23条 乙は、その名称、所在地、定款、役員、登記事項証明書その他甲が必要と認める事項に変更があったときは、当該変更のあった日から10日以内に甲に届け出なければならない。

第6章 指定管理料及び利用料金

(指定管理料)

- 第24条 甲は、本業務の実施に係る経費として、次表に定める指定管理料を乙に支払う。

期 間	指定管理料
平成26年11月1日から平成27年3月31日	13,619,000円

平成27年4月1日から平成28年3月31日	32,686,000円
平成28年4月1日から平成29年3月31日	32,686,000円
平成29年4月1日から平成30年3月31日	32,686,000円
平成30年4月1日から平成31年3月31日	32,686,000円

- 2 第7条第3項の規定による業務範囲又は業務の細目又は水準の変更、関係法令の改正に伴う経費の変更その他やむを得ない事情により前項の指定管理料を変更するときは、甲と乙の協議により、決定するものとする。

(支払方法)

第25条 甲は、前条第1項の指定管理料について、乙の請求により、次表のとおり支払うものとする。ただし、前条第2項の規定により指定管理料を変更したときは、この限りでない。

支払月	指定管理料	備考
4月	16,343,000円	前金払い
10月	16,343,000円	同上
平成26年 11月	13,619,000円	平成26年11月1日から 平成27年3月31日分 前金払い

(利用料金)

第26条 甲は、乙にセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を乙の収入として收受させるものとする。なお、指定期間の満了後において、指定期間中の利用に係る未収利用料金は、乙に帰属する。

- 2 利用料金の額は、乙があらかじめ甲の承認を得て定める。利用料金の額を変更しようとするときも、また、同様とする。

(指定管理料の精算)

第26条の2 指定管理料は、本協定に規定する指定期間の終了後において精算するものとする。

- 2 乙は、指定管理料と利用料金による収入との合計額から実際の業務の実施に要した経費にかかる適正な支出額を控除した額（以下「剰余金」という。）が生じた場合は、当該剰余金を甲が指定する期日までに、甲に納付しなければならない。

第7章 損害賠償及び不可抗力

(危険負担)

第27条 センターの管理に伴う危険負担については、仕様書に定めるリスク分担表のとおりとする。ただし、リスク分担表に定めるもの以外の事項については、甲と乙の協議により、決定するものとする。

(損害賠償等)

第28条 乙は、センターの管理に伴い、乙の責めに帰すべき事由により利用者又は第三者に損害を及ぼしたときは、速やかに甲に報告するとともに、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その賠償のうち、甲の責めに帰すべき事由により生じた賠償については、甲が負担するものとする。

2 前項の場合において、第三者との間に紛争が生じたときは、乙は、乙の費用負担において解決にあたる。ただし、前項ただし書により甲の負担とするものとされた場合を除く。

3 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償したときは、乙に対して、賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(施設賠償責任保険の加入)

第29条 乙は、本業務の実施にあたり、センターの施設、附属設備等及び第三者の身体又は財物に対する施設賠償責任保険に加入しなければならない。

(不可抗力発生時の対応)

第30条 乙は、不可抗力が発生した場合において、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力による発生する損害、損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用の負担等)

第31条 不可抗力の発生に起因して乙に損害、損失及び増加費用が発生した場合において、乙は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受け取ったときは、損害状況の確認を行い、乙と協議の上、不可抗力の判定、費用負担等を決定するものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第32条 前条第2項に定める協議の結果、不可抗力の発生により業務の一部の実施ができなくなったと認められるときは、乙が不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める業務を免れるものとする。

- 2 乙が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合において、甲は、乙が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を第24条第1項に規定する指定管理料から減額することができるものとする。

第8章 指定期間の満了

(業務の引継ぎ等)

第33条 乙は、指定期間の満了に際し、甲又は甲が指定する者に対し、本業務の引継ぎ等を行わなければならない。

- 2 甲は、必要があると認めるときは、指定期間の満了に先立ち、乙に対して甲又は甲が指定する者によるセンターの視察を申し出ることができるものとする。

- 3 乙は、甲から前項の申出を受けたときは、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(原状復帰義務)

第34条 乙は、指定期間の満了までに、指定開始日を基準としてセンターを原状に復帰し、甲に対してセンターを明渡さなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲が認める場合においては、乙はセンターの原状復帰は行わずに、甲が定める状態で甲に対してセンターを明渡すことができるものとする。

(備品等の扱い)

第35条 乙は、指定期間の満了に際し、備品等の扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 乙は、第16条に定める備品等については、甲又は甲が指定する者に対して引継ぐものとする。

- (2) 第18条に定める備品等については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去、撤収するものとする。ただし、甲と乙の協議により両者が合意した場合においては、乙は、甲又は甲が指定する者に対して引継ぎを行うことができるものとする。

第9章 指定期間の満了前の指定の取消し等

(甲による指定の取消し)

第36条 甲は、条例第7条の規定により、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

- (1) 不正な手段により指定管理者の指定を受けたとき。
(2) 本業務を適正に行うことができなくなったとき。

- (3) センターの管理運営上不適切な行為があったとき。
- 2 甲は、前項の規定に基づいて指定の取消しを行おうとする際には、事前にその旨を乙に通知した上で、次の事項について、乙と協議を行わなければならない。
- (1) 指定取消しの要否及びその理由
 - (2) 乙による改善策の提示と指定取消しまでの猶予期間の設定
 - (3) その他必要な事項
- 3 第1項の規定による指定の取消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害、損失及び増加費用が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。

(乙による指定の取消しの申出)

- 第37条 乙は、指定期間内において、指定管理者を辞退しようとするときは、管理を行わないこととなる日の1年以上前までに、甲に申し出なければならない。
- 2 前項の規定による指定の辞退により、甲に損害が生じたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。

(不可抗力による指定の取消し)

- 第38条 甲又は乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合において、相手方に対して指定の取消しの協議を求めることができるものとする。
- 2 協議の結果、やむを得ないと判断されるときは、甲は指定の取消しを行うものとする。
- 3 前項の規定における指定の取消しによって乙に発生する損害、損失及び増加費用は、甲と乙の協議により決定するものとする。

(指定期間満了時の取扱い)

- 第39条 第36条から第38条までの規定により指定期間の満了前に指定の取消しがあった場合においては、第25条の規定にかかわらず、甲は月割計算により第24条第1項の指定管理料を支払うものとする。
- 2 第33条から第35条までの規定は、前項の場合にこれを準用する。ただし、甲と乙が合意した場合はその限りでない。

第10章 その他

(権利、義務の譲渡の禁止)

- 第40条 乙は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、事前に甲の承諾を受けたときはこの限りでない。

(本業務の範囲外の業務)

第41条 乙は、センターの設置目的に合致し、かつ、本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。

2 乙は、自主事業を実施する場合は、本協定書第19条の規定により甲に提出する事業計画書にその旨を記載し、あらかじめ甲の承諾を受けなくてはならない。その際、甲と乙は、必要に応じて協議を行うものとする。

3 甲と乙は、自主事業を実施する場合において、別途の自主事業の実施条件等を定めることができるものとする。

(協定の変更)

第42条 本業務に関し、本業務の前提条件や内容が変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議により、本協定の規定を変更することができるものとする。

(疑義の解釈)

第43条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項について疑義が生じたとき、若しくは本協定締結時の想定を超える事態が生じたときは、甲と乙の協議により、定めるものとする。

(裁判管轄)

第44条 本契約に関する紛争は、大阪地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(解除条件)

第45条 この仮協定は、箕面市議会において、センターに係る「指定管理者の指定の件」について議決を得られなかったとき（否決の場合を含む。）は、解除するものとする。この場合において、それまでに甲及び乙が要した費用は各自の負担とし、相手方に対し、損害の賠償その他一切の請求は行わないものとする。

(本協定)

第46条 箕面市議会において、センターに係る「指定管理者の指定の件」が可決された後、この仮協定に基づいて甲乙協議し、本協定を締結するものとする。

2 本協定が締結された日をもって、この仮協定は失効するものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年5月16日

甲 箕面市西小路四丁目6番1号

箕面市長 倉田哲郎 

乙 箕面市瀬川三丁目3番21号
社会福祉法人あかつき福祉会

理事長 永田吉治 